

告 示

埼玉県告示第六百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により和光市越後山土地区画整理組合から和光都市計画事業越後山土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕